

人権デュー・ディリジェンス（HRDD）の義務付けを行う法律等
HRDD の実践を前進させる法律の制定に関するアンケート

企業名：富士通株式会社

回答日：2023年11月6日

以下の質問へのご回答をお願いいたします。なお、回答にあたっては、貴社日本法人としての取り組みやご見解についてお答えください。海外法人について記載される場合には、該当箇所にてその旨明記をお願いいたします。

質問1 貴社は、HRDD の義務付けを行う法律等 HRDD の実践を前進させる法律を日本政府が制定することが望ましいと考えますか。望ましいと考える場合、その理由もお聞かせ下さい。

（回答） HRDD については、取り組み内容の客観的な評価、および日本国内は中小企業の推進状況について課題感が大きい為、一定の要求水準の明確化や全体底上げの推進策として、法規制化が望ましい。

質問2 貴社は、HRDD の義務付けを行う法律等 HRDD の実践を前進させる法律が制定されることにより、企業間に「公正な競争条件」が生まれると考えますか。

（回答） HRDD の法規制対応が入札条件に組み込まれる等の状況が発生すれば、公正な競争条件を生む要素になりうるなど、公正を担保するためには法規制のみならず、実際の運用面を考慮した制度設計の考慮が必要であると考えます。

質問3 貴社は、HRDD の義務付けを行う法律等 HRDD の実践を前進させる法律が制定されることにより、企業の人権に対する取り組みにおける「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」等の政府のガイドラインや、そのほかの政府の政策や基準との整合性が高まるようになると考えますか。

（回答） 無回答

（既存ガイドラインや政策との整合性向上のための法規制化は論点ではないと思われるため）

質問4 貴社は、HRDD の義務付けを行う法律が等 HRDD の実践を前進させる法律制定された場合、中小企業もその対象とすることで、中小企業に UNDPs を採用する動機を生むことにつながると考えますか。その場合、中小企業にも大企業と同様の義務を課すべきと思いますか。又は中小企業には努力義務とする等の義務の相違を設けるべきと思いますか。

※UNDPs→UNGP のタイポと想定

（回答） 中小企業においては対応に当たってリソース面の課題も想定されるため、海外の法規制と同様に、人権リスクの高いセクターや、実際のビジネス規模を踏まえて義務付けの対象企業を絞り込む点については妥当と考える。また、法規制だけでなく、例えばデジタル技術を活用した

効率的な人権 DD に関する情報基盤の整備等について、政策面での支援を併せて検討すべき。

質問5 貴社は、金融部門についても、HRDD の実践を前進させる法的基礎が必要であり、政府はその方向でも対策を取るべきと考えますか。例えば、法制化の際には HRDD を行う対象として、投融資先を含めるべきと思いますか。

(回答) 国連ビジネスと人権に関する指導原則で求められる、直接的・間接的を問わず負の影響を予防・軽減すべきという観点で、投融資先も HRDD を行う対象として検討すべきと考える。但し、グローバルな金融機関にとっては、全てを対象に詳細な HRDD の実行はハードルが高く、現実的な対象範囲について検討が必要と考える。

質問6 貴社において、HRDD の実践を前進させる法律を制定するにあたって、政府が留意すべきと考える点（義務付けの内容・範囲、実効性確保の方法等）がありましたらご回答下さい。

(回答) 質問4への回答に追加する点として、グローバルなバリューチェーンを持ちビジネスを行う日本企業も多い為、日本独自の法制化は避け、国際的に通用する内容での検討をお願いしたい。